

使用料について考えよう

問 財政課 ☎56-0606

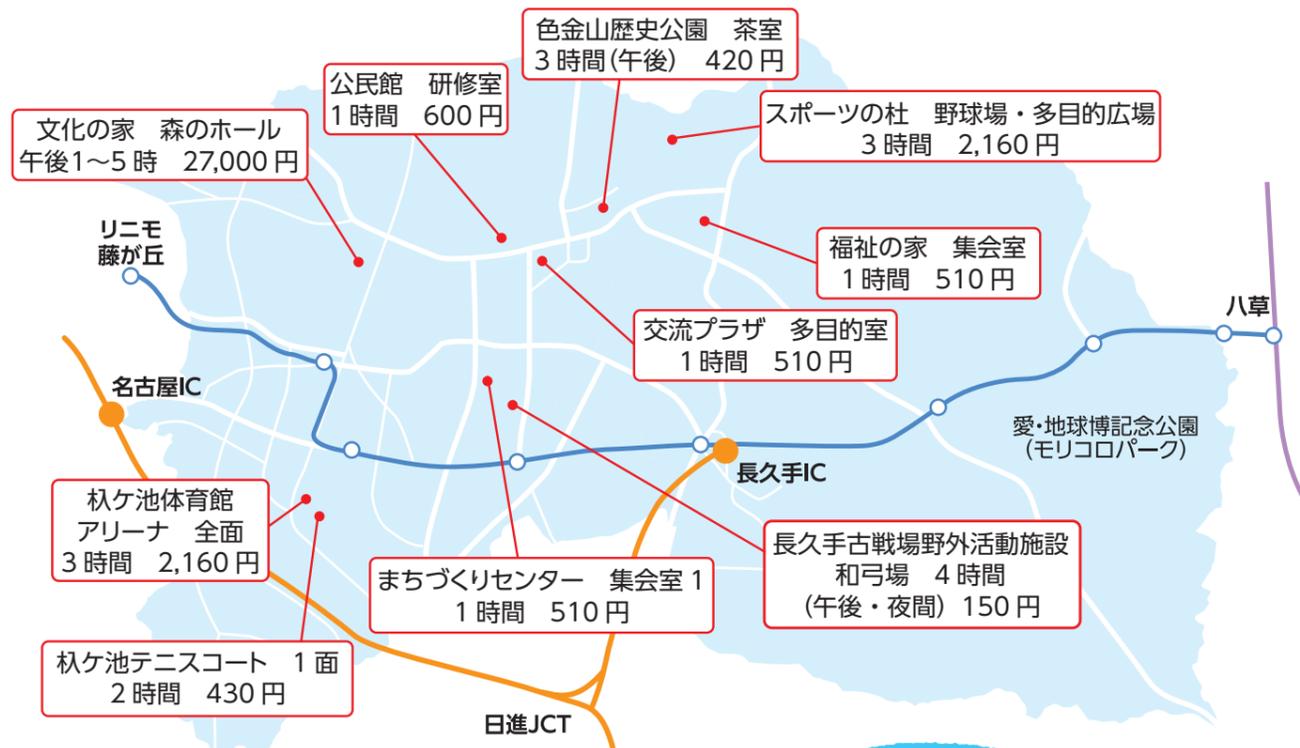
公共施設を利用する人に負担してもらう使用料。
市が継続的に行政サービスを提供していく上での貴重な財源として、社会情勢の変化や受益者負担の原則に基づいた使用料の見直しが求められています。

公共施設ではさまざまなサービスを提供しています。

市民の健康増進、文化活動の促進、市民活動の場の提供などを目的に、さまざまな公共施設を運営しています。

- スポーツ施設… 杵ヶ池体育館、スポーツの杜、テニスコートなど
- 文化施設… 文化の家、色金山歴史公園茶室など
- 市民活動施設… 公民館、交流プラザ、まちづくりセンターなど

これらの公共施設はその施設を利用する人と利用しない人がいることから、運営経費の一部を使用料という形で利用者に払ってもらっています。



※料金は一例です。使用する時間帯等によって異なります。

施設の運営にいくらかかっているんだろう?



使用料収入でまかなうのは運営経費の5%。

使用料を徴収している公共施設の年間の運営経費は約8億円。一方で、年間の使用料収入は約4,000万円で、運営経費の5%を使用料でまかっています。そして、残りの95%には税金が充てられています。利用する人(使用料)としない人(税金)、それぞれの負担割合は適切なのでしょうか。



運営経費 8億円 ← 使用料収入 4,000万円 残りは税金でまかっています。

使用料の積算根拠が不明確。

施設の開館から何十年と経過し、開館当初の積算根拠がわからない使用料があります。現在の使用料は、施設の運営コストや価値に合った料金設定となっているのでしょうか。



大きな料金改定がされていない。

消費税の転嫁などの見直しはされていますが、本質的な使用料の改定は行われていません。施設や設備の機能強化、老朽化に伴う改修経費の増加、社会情勢の変化による維持管理経費の増加など、さまざまな環境変化に対応した料金設定となっているのでしょうか。



使用料の見直しを進めます。

運営経費のうち、利用者が負担すべき経費を明確にすることで、サービスを利用する人と利用しない人、どちらも納得できる料金設定にしたいと考えています。そのために必要な使用料の算定基準の作成、それに基づいた使用料の見直しを進めています。

2020年度中に内容を詰め、2021年度に使用料改定の議案を提出、2022年度から新しい料金体系での運用を目指します。